

第二期 宇部市成年後見制度利用促進基本計画（最終案）

～誰もが自分らしく安心して暮らせるまちへ～

（令和 8 年度～令和 12 年度）



令和 8 年（2026 年）3 月

宇部市

目次
第二期 宇部市成年後見制度利用促進基本計画 素案
～誰もが自分らしく安心して暮らせるまちへ～

宇部市成年後見制度利用促進基本計画の策定に寄せて

はじめに	1
第1章 第二期宇部市成年後見制度利用促進基本計画について	6
第1節 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景と趣旨	7
1. 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景	
2. 国の動向－成年後見制度の改正に向けて－	
第2節 第一期宇部市成年後見制度利用促進基本計画の取り組み	9
1. 宇部市における取組	
2. 一期計画の取り組み	
第3節 第二期宇部市成年後見制度利用促進基本計画策定に向けて	11
1. 二期計画の位置づけ	
2. 二期計画の期間	
3. 二期計画の策定体制	
4. 二期計画における中核機関の役割	
5. 二期計画の推進体制	
第2章 成年後見制度利用に関する宇部市の現状と課題	14
第1節 権利擁護支援をとりまく宇部市の現状	15
1. 宇部市の人口	
2. 宇部市の高齢者の状況	
3. 宇部市の障害者の状況	
4. 宇部市の権利擁護支援の利用状況	
第2節 宇部市成年後見センターの取組状況からみる宇部市の課題	21
1. 宇部市成年後見センターの活動実績	
2. 成年後見制度に関する市民や関係機関の意識	
第3章 成年後見制度の利用促進に向けた宇部市の取組と今後の展望	33
第1節 目指すべきすがた	34
第2節 計画に基づく今後の目標と取組	35
資料編	38

はじめに 成年後見制度って何？

こんな時は・・・

一人暮らしの母親が病気で倒れてしまった。お金の管理や銀行などの手続きは母親が自分でしていた。通帳や印鑑が見当たらず、銀行に問い合わせたが、家族でも母親のお金をおろすことはできないと言われた。



家にあったことを忘れて、同じものを何度も買ってしまふことが増えた。大事なものもどこに片付けたのかわからなくなる。グループホームに入所した方がよいのか、自分では判断できないし、手続きもできない。



障害があり、お金の管理や手続きごと等を一人するのは不安がある。今は親のサポートがあるが、親がいなくなったらどうしたらいいの？



将来、自分が認知症になったときには、誰が支えてくれるのか不安だ。



そもそも成年後見制度ってどんな制度？

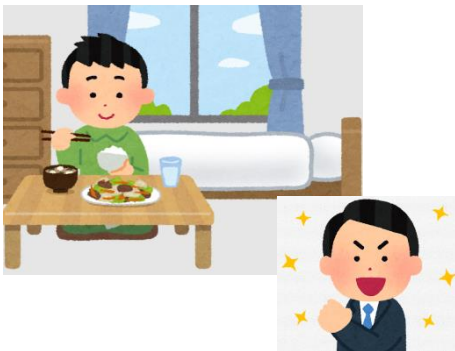


認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分になっても、自分らしく日常生活を過ごすために法律的に支援する仕組みです。

成年後見制度を利用すると



娘である私が成年後見人等に選ばれた。母親の代わりに銀行で手続きができるようになった。母親の希望や気持ちを確認しながら、成年後見人等としてもサポートできるようになった。



成年後見人等が相談に乗ってくれ、自分の希望を確認してくれた。

話し合いを重ね、サポートを受けながら、今までどおり自分の家で生活することとなった。

成年後見人等がサポートを受けるために必要な手続きをしてくれた。



まず、親が成年後見人等になってくれた。親がサポートできなくなった後、成年後見人等を交代し、引き続きサポートを受けながら生活できた。



息子が任意後見人になってくれた。

息子が私をサポートしてくれることになったので、心強い。

成年後見制度には、次の種類があります。

区分	本人の判断能力	支 援 者	
補助	不十分	補助人	必要に応じて監督人が選任されることがあります。
保佐	著しく不十分	保佐人	
後見	欠けているのが通常の状態	成年後見人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

※成年後見人等には、必要に応じて複数の人や法人が選任されることもあります。

成年後見人等の仕事について・・・

1 成年後見人等として何をするか 計画を立てます

まず、ご本人がどのような生活をしているか、どのくらい財産を持っているか調べて、ご本人にあった生活の仕方や、お金をどう使っていくかなどを考えます。

2 ご本人の希望などを聞いて、 必要な手続きを行います

ご本人の思いや生活の様子によって、必要な福祉サービスを選んだり、年金を受け取る等の必要な手続きなどを行ったりします。

3 お金のトラブルからご本人を守ります

ご本人が必要のないものを買わされるなどのトラブルに巻き込まれた場合には、その契約を取り消すことができます。

4 ご本人の生活の様子を 家庭裁判所に報告します

ご本人の健康状態や暮らしぶり、お金や土地がどれくらいあるかについて、家庭裁判所に報告します。

成年後見制度利用の手続きの流れ

- ・ お金の管理や手続きごとで困っている。
- ・ 将来、財産の管理や手続きごとができなくなった時が心配だ。

既に判断能力が低下している場合
(法定後見制度)

判断能力が十分にある場合
(任意後見制度)

- ・ 自分の希望やして欲しいこと、不安に思っていることを整理する
- ・ 誰にしてもうらかを定める

【公証役場】
任意後見契約を結ぶ

判断能力が低下したら・・・

【家庭裁判所】

1 申立て

- 申立書（所定の書類および戸籍や診断書など）を**作成し**提出します。**診断書料**や申立手数料などの費用が必要です。

2 調査等

- 裁判所から事情を尋ねられることがあります。
- ご本人の判断能力について、鑑定が行われる場合があります。（別途費用がかかります）

3 審判

- 成年後見人等が選任されます。

4 報告

- 成年後見人等は、選任後、速やかにご本人の財産や生活の状況を確認して、財産目録や収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。
- 成年後見人等は原則年に1回、ご本人の生活や財産の状況などを報告します。

1 任意後見監督人選任の申立て

- 申立書（所定の書類および戸籍や診断書など）を**作成し**提出します。**診断書料**や申立手数料などの費用が必要です。

2 調査等

- 裁判所からご本人の意思確認があります。
- ご本人の判断能力について、鑑定が行われる場合があります。（別途費用がかかります）

3 審判

- 任意後見監督人が選任されます。

4 報告

- 任意後見人は、あらかじめ本人と取り決めた内容に沿って支援を行います。
- 任意後見人はご本人の生活や財産の状況などを任意後見監督人に報告します。

※成年後見制度に関する相談先は○ページをご覧ください。

成年後見制度と日常生活自立支援事業の違い

日常生活自立支援事業とは、判断能力に不安があり、福祉サービスを利用して
いるまたは、利用しようとしている方の地域生活を支える制度です。認知症高齢
者や知的・精神障害者の方が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、
利用者と社会福祉協議会との契約に基づき、福祉サービス等の利用手続きに同
行するなど、日常的な金銭管理等を支援します。

● 2つの制度の違い

成年後見制度 (後見・保佐・補助及び 任意後見)	本人の判断能力が低下した場合に、財産管理や契 約、手続きといった法律行為の代理やサポートを行 い、本人の意思決定を支援する仕組み。 (所轄庁：法務省・家庭裁判所)
日常生活自立支援事業	自分で判断することに不安がある場合に、福祉サー ビスの利用について、本人の希望を確認しながら必 要に応じて一緒に手続きを行う仕組み。また、それ に伴う、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保 管などを行う。(所轄庁：厚生労働省)

●身の回りに関すること

○…できること ×…できないこと △…本人と一緒に手続きする

成年後見制度	支援内容	日常生活自立支援事業
○	福祉サービスの利用援助	△
○	病院入院契約	△
○	施設の入退所契約	△
×	医療行為の同意	×
×	身元保証人・連帯保証人	×
×	婚姻・離婚・養子縁組	×

●財産に関すること

○…できること ×…できないこと △…本人と一緒に手続きする

成年後見制度	支援内容	日常生活自立支援事業
○	日常生活の金銭管理	○
○	年金の受領に必要な手続き	△
○	通帳や銀行印の保管	○
○	不動産の処分や管理	×
○	遺産分割	×
○	消費者被害の取消	△

※制度の詳細については、宇部市成年後見センターまたは宇部市社会福祉協議会
にご相談ください。

第 1 章

第二期宇部市成年後見制度 利用促進基本計画について

第1節 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景と趣旨

1. 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景

成年後見制度は、判断能力が低下しても本人が自分らしく生活するために活用できる手段の一つです。加齢や障害のために判断能力が低下し、自らの意思で手続事や財産管理を行うことが難しい人は、日常生活を送る上で必要となる福祉サービスの利用も困難になるなどの様々な問題が生じます。

自分で判断し手続事や財産管理を行うことが難しい人が、自分以外の第三者（以下「成年後見人等」といいます。）の支援を受けながら生活する仕組みを総称して「成年後見制度」といいます。成年後見制度は判断能力が低下してから利用する「法定後見制度」（本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の3類型があります。）と成年後見人等を本人が選ぶことができる「任意後見制度」の2種類があります。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等がある方の日常生活を支えるための有効な手段であるにもかかわらず、利用が進んでいません。そこで、国が成年後見制度の利用促進を進めていくにあたり、以下のように「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

平成12年 (2000年)	成年後見制度がスタート 従来の禁治産、準禁治産の制度が見直される 介護保険制度がスタート 福祉サービスの利用が行政処分である措置制度か契約制度へと移行
平成28年 (2016年)	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の制定 (基本理念) 1. 尊厳の尊重 2. 地域における需要に対応した成年後見制度の利用促進 3. 成年後見制度の利用にかかる体制の整備
平成29年 (2017年)	「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定 (期間：平成29年度～令和3年度の5年間) 市町村に対し、成年後見制度の利用促進を図るための計画の策定が努力義務となる。
令和4年 (2022年)	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定 (期間：令和4年度～令和8年度の5年間)

【「第二期成年後見制度利用促進基本計画」イメージ図】



参照 URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000913650.pdf>

(第二期成年後見制度利用促進基本計画・施策の実施状況等より一部抜粋)

2. 国の動向－成年後見制度の改正に向けて－

令和4年(2022年)3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、

- ・成年後見人等が選任されると課題解決後も成年後見制度の利用が継続し、本人のニーズ変化に対応できない。
- ・後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされない。
- ・本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク(行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ)の整備が進んでいない。

といった課題があることから、成年後見制度の見直しに向けた検討がなされています。よりよい制度利用に向けて、改正内容については注視していきます。

【成年後見制度の見直しに向けた検討(中間試案)】(内容)

○ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。	法定後見の開始の要件、効果等、法定後見の終了等	必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などを検討
○ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。		
○ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。	成年後見人等の解任(交代)等	新たな解任事由を設ける案などを検討
○ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。	任意後見人の事務の監督開始の申立権者等	新たな申立権者を設ける案などを検討

出典：令和7年(2025年)6月法務省民事局「成年後見制度の見直しに向けた検討(中間試案)」より抜粋

第2節 第一期宇部市成年後見制度利用促進基本計画の取り組み

1. 宇部市における取組

国の「成年後見制度利用促進基本計画」を受けて、本市での取り組みは以下のとおりです。

令和元年（2019年） 6月	宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会（以下：「検討会」という） 本市の実情を踏まえた中核機関の設置に向けて検討
令和2年（2020年） 4月	宇部市成年後見センター開設 検討会からの提言を受け、市が直営で運営する中核機関を設置。
令和3年（2021年） 8月	宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会 設置
令和3年（2021年） 4月	宇部市成年後見制度利用促進基本計画（以下 一期計画） 策定
令和6年（2024年） 6月	宇部市成年後見制度等利用促進協議会（以下 協議会） 設置（審議事項） ・宇部市成年後見制度利用促進基本計画の策定及び推進に関すること。 ・成年後見制度等権利擁護支援の利用に係る支援及び協力体制の構築に関すること。 ・その他、成年後見制度等権利擁護支援の利用の促進に関し必要な事項 ⇒成年後見制度だけでなく、「自分らしく生活できる」権利擁護支援体制の構築を目指す。

2. 一期計画の取り組み

本市では、令和3年（2022年）4月に策定した一期計画をもとに宇部市成年後見センターでは、

- ・権利擁護支援に関する相談対応
- ・利用支援（市長申立、報酬助成）
- ・受任調整会議
- ・市民向け講演会
- ・一次相談窓口向け研修会 等、

様々な取り組みを行いました。その結果、成年後見制度を始めとする権利擁護支援についての相談件数が令和2年（2020年）度は292件（新規：195件 継続：97件）でしたが、令和6年度（2024年度）は729件（新規：202件 継続：527件）と2倍以上となっています。令和2年（2020年）当初は「成年後見制度って何？」という制度説明のみの相談が多くありましたが、今では「成年後見制度を使いたい、必要だ。」「こういうことで困っている。成年後見制度で解決でき

ないか？」といったより具体的な相談が増えています。また、一期計画にもとづき、取り組みを進めていく中で、成年後見制度やその他の権利擁護支援につながるまでの支援に苦慮するケースが多いことから、協議会に諮り、成年後見制度だけでなく様々な支援方針を検討する場を設けています。

【第一期宇部市成年後見制度利用促進基本計計画 目標達成状況】

(1) 相談窓口の体制強化	
【目標】 一次相談窓口の相談機能の強化	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関（地域包括支援センター等）として相談機能を果たす。 ・ 一次相談窓口の担当職員が対象者のニーズを適切に把握し、ライフプランに合った制度利用につなげられるようにする。 	
指標	成年後見制度の説明が「できる」一次相談窓口の割合 令和7年度：100%
達成状況	令和7年度一次相談窓口向け研修会【初級編】参加者：89.2%

(2) 利用者がメリットを実感できる制度の運用	
【目標】 成年後見制度、宇部市成年後見センターの周知	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定後見制度、任意後見制度等の広報啓発活動の推進 ・ 宇部市成年後見センターの周知（設置目的・役割・支援内容等） ・ 成年後見制度の利用対象者の掘り起こし、相談へつなげる。 ・ 資産のない対象者が成年後見制度等の利用に躊躇しないようにする。 	
指標	宇部市成年後見センターにおける相談件数 令和7年度：2,000件
達成状況	累計 2,435件（新規：921件 継続：1,514件） ※令和7年11月末時点
【目標】 宇部市成年後見センターの相談機能の強化	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇部市成年後見センターにおける、成年後見制度や類似制度を含めた相談体制を整え、必要に応じて成年後見制度やその他のサービスを適切に利用できるようにする。 ・ 相談窓口に出かけることが困難な相談者に対し、訪問相談を実施することで、制度の利用につなげる。 ・ 継続した相談支援に取り組む。 	
指標	宇部市成年後見センター相談者のうち継続した支援を行った割合 令和7年度：60%
達成状況	62.1% ※令和7年11月末時点

(3) 地域連携ネットワークの構築	
【目標】 地域連携ネットワークの機能を持つ宇部市成年後見制度等利用促進協議会の設置 ・成年後見制度利用促進協議会 を設置・運営し、制度の利用を必要とする人が 安心して制度を利用できる体制づくりを行う。	
指標	宇部市成年後見制度等利用促進協議会の開催回数 <div style="text-align: right;">令和 7 年度：10 回</div>
達成状況	宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会 開催回数：1 回 宇部市成年後見制度等利用促進協議会（令和 6 年 6 月 4 日設置） 開催回数：5 回

※第一期宇部市成年後見制度利用促進基本計画の取組状況については「第 2 章 第 2 節 1.宇部市成年後見センターの活動実績」参照。

第 3 節 第二期宇部市成年後見制度利用促進基本計画策定に向けて

1. 計画の位置づけ

第二期宇部市成年後見制度利用促進基本計画（以下 本計画）は「成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項」に規定する「市町村計画」とします。「第五次宇部市総合計画（以下：総合計画）」を最上位計画と位置づけ、総合計画の基本目標である「だれもが健康で自分らしく暮らせるまち」づくりを目指します。また健康福祉分野の基盤計画となる「宇部市地域ふくしプラン」等の関係計画と整合性を図ります。「宇部市高齢者福祉計画」、「宇部市障害福祉プラン」等関係計画とも連携する計画とします。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年（2026 年）度から令和 12 年（2030 年）度までの 5 年間とします。

(年度)

	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年
総合計画（実行計画） 5 年	第五次前期 R4~R8			第五次後期 R9~R13			
地域ふくしプラン 5 年	第二次 R3~R7		第三次 R8~R12				
成年後見制度利用促進 基本計画 5 年	第一期 R3~R7		第二期 R8~R12				
高齢者福祉計画 3 年	第 9 期 R6~R8			第 10 期 R9~R11		第 11 期 R12~R14	
障害者福祉計画 6 年	第五次 R6~R11					第六次 R12~R17	
障害福祉計画 3 年	第 7 期 R6~R8			第 8 期 R9~R11		第 9 期 R12~R14	
障害児福祉計画 3 年	第 3 期 R6~R8			第 4 期 R9~R11		第 5 期 R12~R14	
重層的支援体制整備事 業実施計画 5 年	第 1 期 R4~R8			第 2 期 R9~R13			

3. 計画の策定体制

(1) 宇部市成年後見制度等利用促進協議会

一期計画を策定するにあたり設置した「宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会」を前身に、成年後見制度だけではなく、権利擁護支援の利用促進を図ることを目的とし、令和 6 年（2024 年）6 月 4 日に「宇部市成年後見制度等利用促進協議会」（以下 協議会）を設置しました。協議会は当事者、支援者、地域、医療、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉協議会協議会で構成し、本計画の策定や推進に関し、審議を行いました。また、成年後見制度の改正や社会状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 成年後見制度に関する意識調査

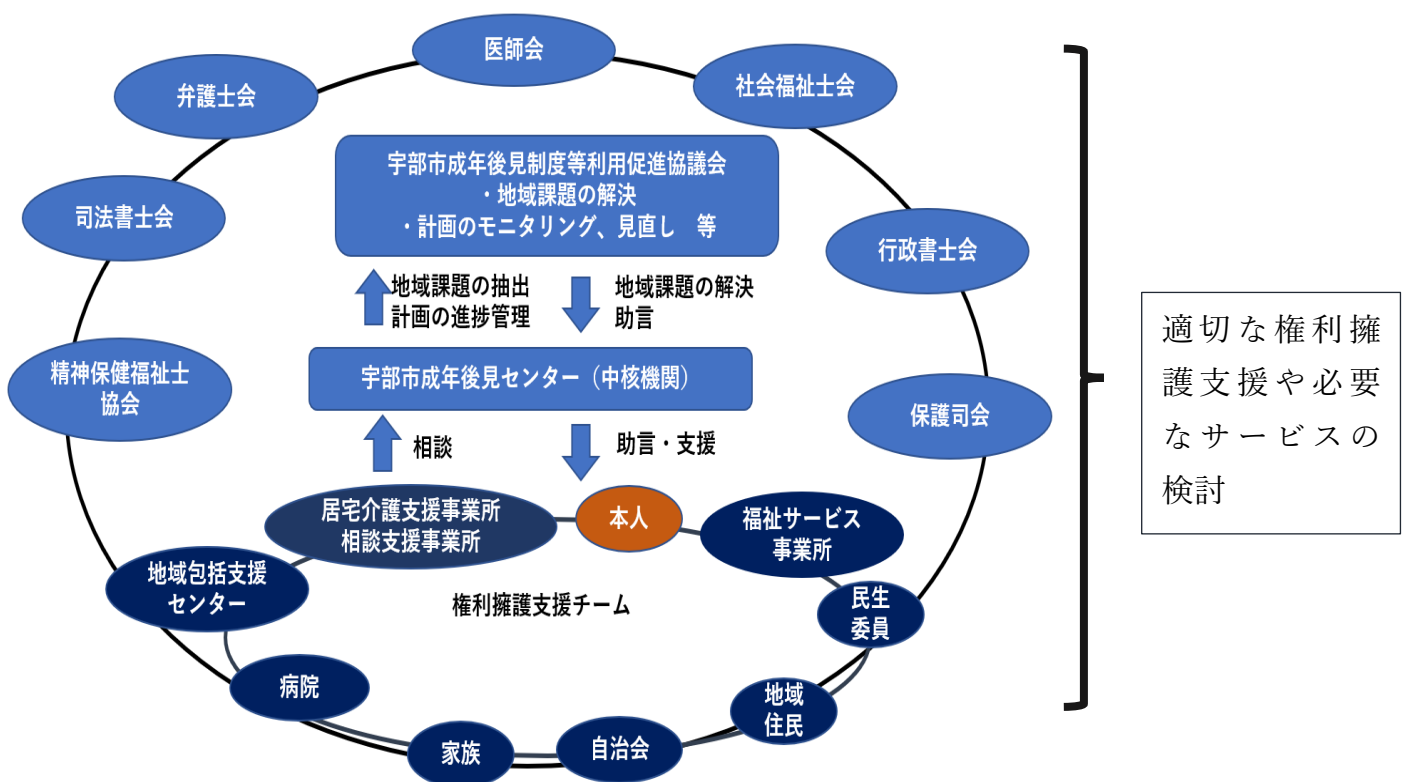
本計画の策定のため、市民を始め、高齢者、障害福祉サービス事業所等、金融機関、医師、入退院支援に携わる職員といった関係機関にも幅広く意識調査を実施しました。

4.計画における中核機関の役割

中核機関は本計画を推進する機関となります。関係機関と連携し地域連携ネットワークを構築することで、誰もが必要な時に適切な権利擁護支援につなげることができる体制を目指します。また、成年後見制度改正後も混乱なく制度利用につなげることができるよう連携体制を構築します。

5.計画の推進体制

本計画の推進体制として、協議会が本計画策定後も存続し、計画の進捗状況に関するモニタリングや次期計画策定のための資料収集、情報提供や提言を行います。



第2章

成年後見制度利用に関する宇部市の 現状と課題

第1節 権利擁護支援をとりまく宇部市の現状

成年後見制度は認知症や知的障害、精神障害等の精神上的の障害により判断能力が不十分な方が対象となります。成年後見制度の利用対象者となり得る高齢者、障害者の本市における状況を確認していきます。

1.宇部市の人口

本市の人口は令和5年（2023年）4月に16万人を下回りました。令和7年（2025年）4月1日時点の本市における総人口は155,492人です。令和7年（2025年）3月改訂の宇部市人口ビジョンによると、今後、15年で総人口は約2万4千人の減少が見込まれています。

2.宇部市の高齢者の状況

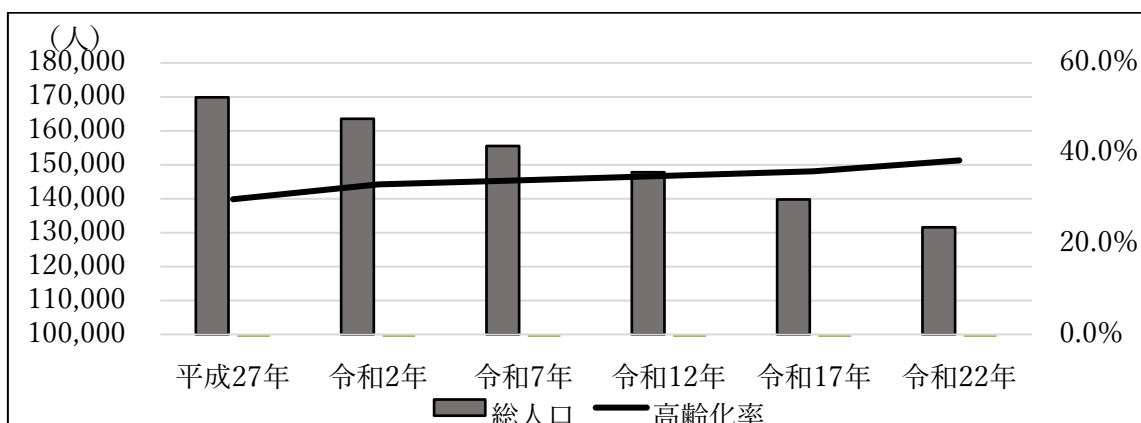
(1) 高齢化率

令和7年（2025年）4月1日時点の本市の総人口のうち、65歳以上の人口は52,987人、高齢化率は34.1%です。

総人口	155,492人
老年人口 (65歳以上)	52,987人
高齢化率	34.1%

出典：住民基本台帳（令和7年（2025年）4月1日時点）

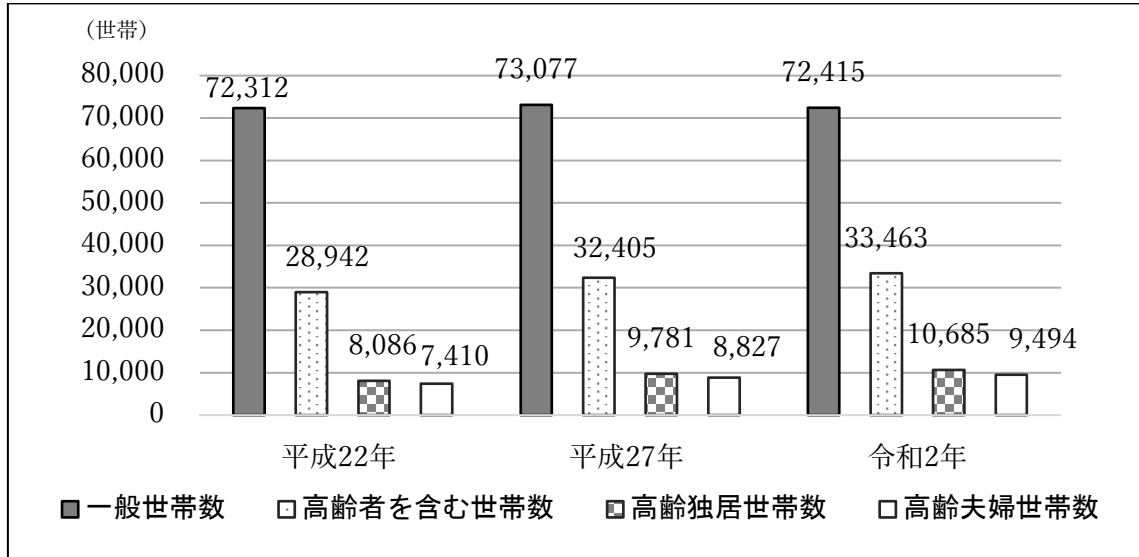
令和7年（2025年）3月改訂の宇部市人口ビジョンによると、今後、15年で65歳以上の人口も緩やかに減少する見込みですが、総人口が減少するため、令和22年（2040年）には高齢化率は38.5%となり、人口の約4人に1人が65歳以上の高齢者になると推計されます。



政策企画課資料（「宇部市人口ビジョン R7.3改訂」を根拠として作成）より抜粋

(2) 高齢者世帯

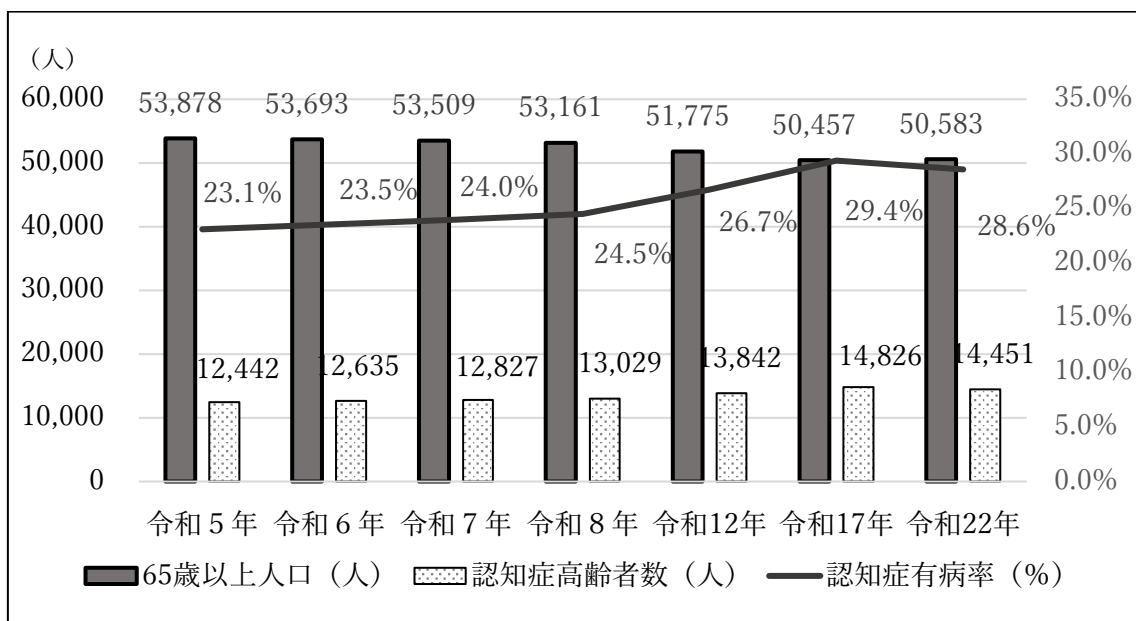
国勢調査によると、高齢独居世帯（65歳以上のひとり暮らし世帯）および高齢夫婦世帯（夫及び妻の年齢が65歳以上の世帯）は、年々増加しています。令和2年（2020年）現在の高齢独居世帯の割合は14.8%、高齢夫婦世帯の割合は13.1%で、今後も増加が見込まれます。



出典：総務省「国勢調査」

(3) 65歳以上人口における認知症有病者推計

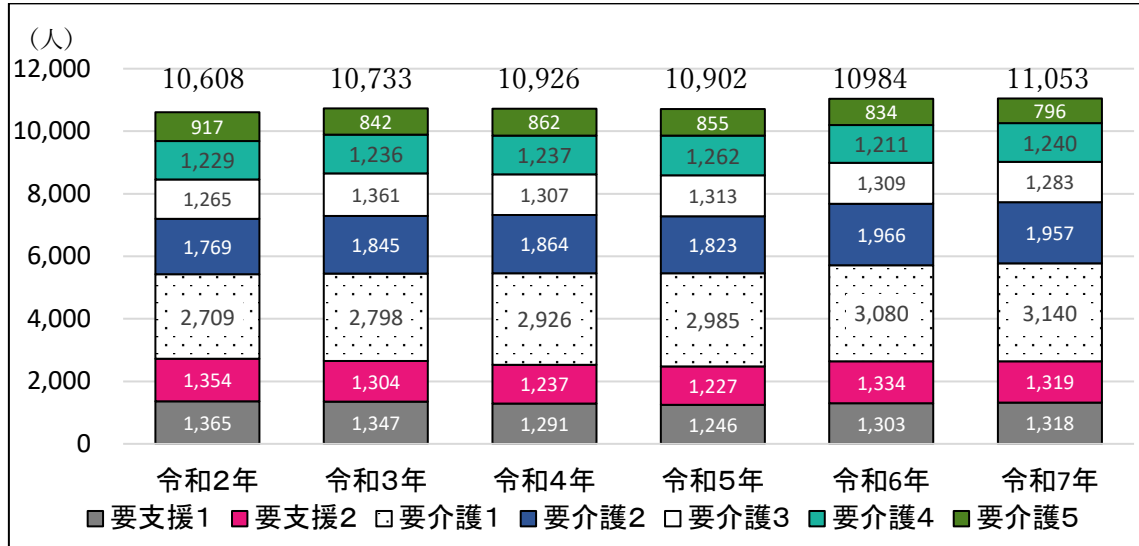
第9期宇部市高齢者福祉計画によると、本市の65歳以上人口における認知症有病者推計は令和5年（2023年）が12,442人、令和7年が12,827人となっています。5年後の令和12年（2030年）には13,842人に達し、高齢者の26.7%、宇部市の約4人に1人が認知症高齢者となると見込まれています。



出典：第9期宇部市高齢者福祉計画より抜粋

(3) 65歳以上の要介護認定者数

本市における65歳以上（第1号被保険者）の要介護認定者数は、令和4年（2022年）3月末までは増加傾向で推移しています。令和7年（2025年）3月末現在の要介護認定者数は、11,053人です。その内、要介護1の認定者数は年々増加しており、要介護認定者全体の4分の1を占めています。



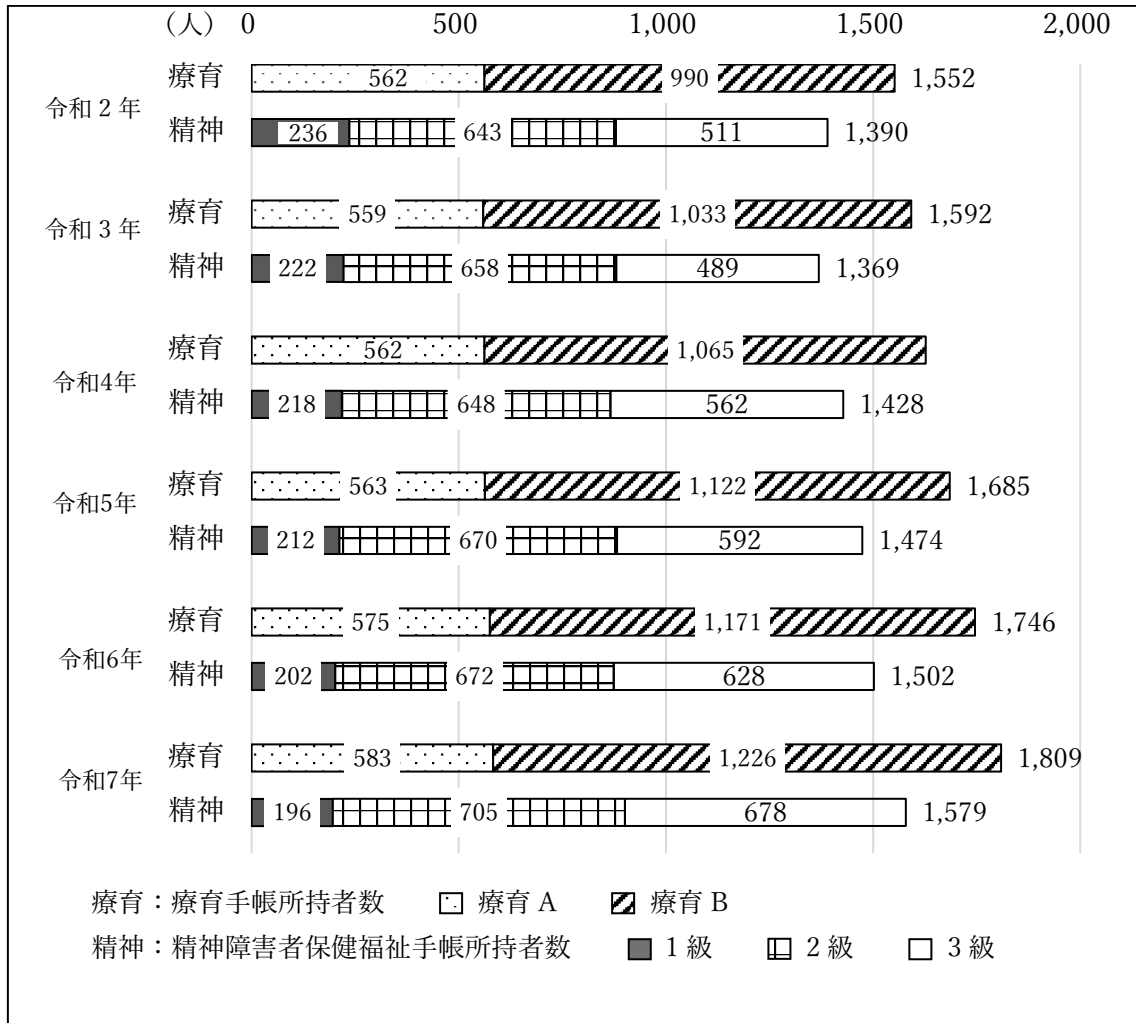
※各年3月末の認定者数

出典：宇部市介護保険課提供、宇部市地域福祉課作成

3.宇部市の障害者の状況

(1) 療育手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者所持者数

市内における療育手帳の所持者数は 1,809 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 1,579 人です。療育手帳、精神保健障害者保健福祉手帳の所持者数は令和 4 年（2022 年）以降、増加しており、今後も増加が見込まれます。

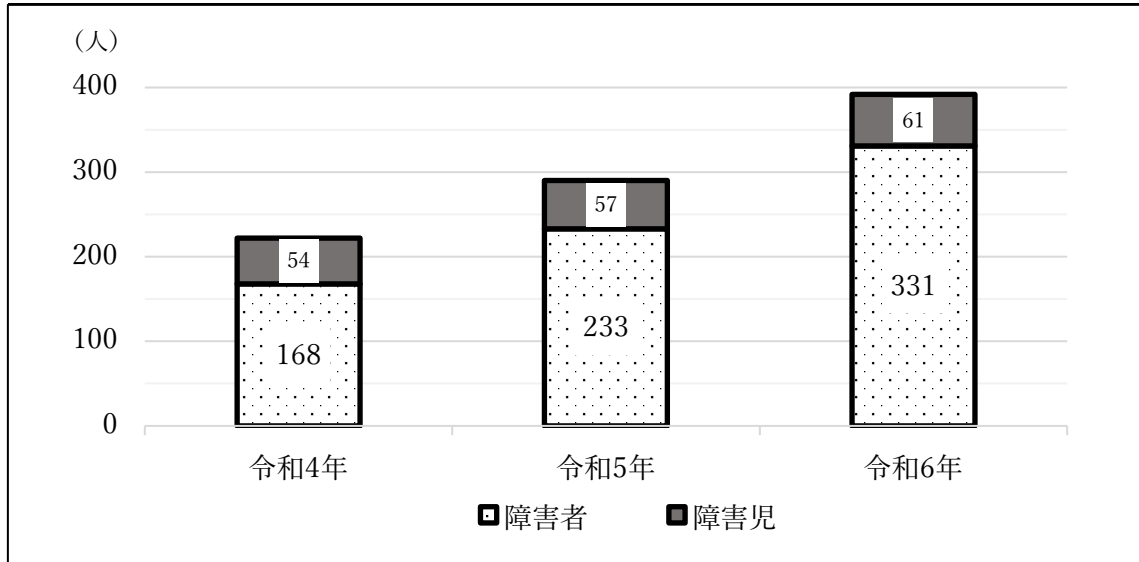


※各年 4 月 1 日の所持者数 ※重複して手帳を保持している場合もあります。

出典：宇部市障害福祉課提供、宇部市地域福祉課作成

(2) 手帳を持っていない障害福祉サービス利用者数

障害者手帳を持っていないが障害福祉サービスを利用している障害児者の人数は年々増加しています。特に障害者は年 100 人単位で増加しており、今後も増加が見込まれます。



出典：宇部市障害福祉課提供、宇部市地域福祉課作成

4. 宇部市の権利擁護支援の利用状況

(1) 成年後見制度利用者数

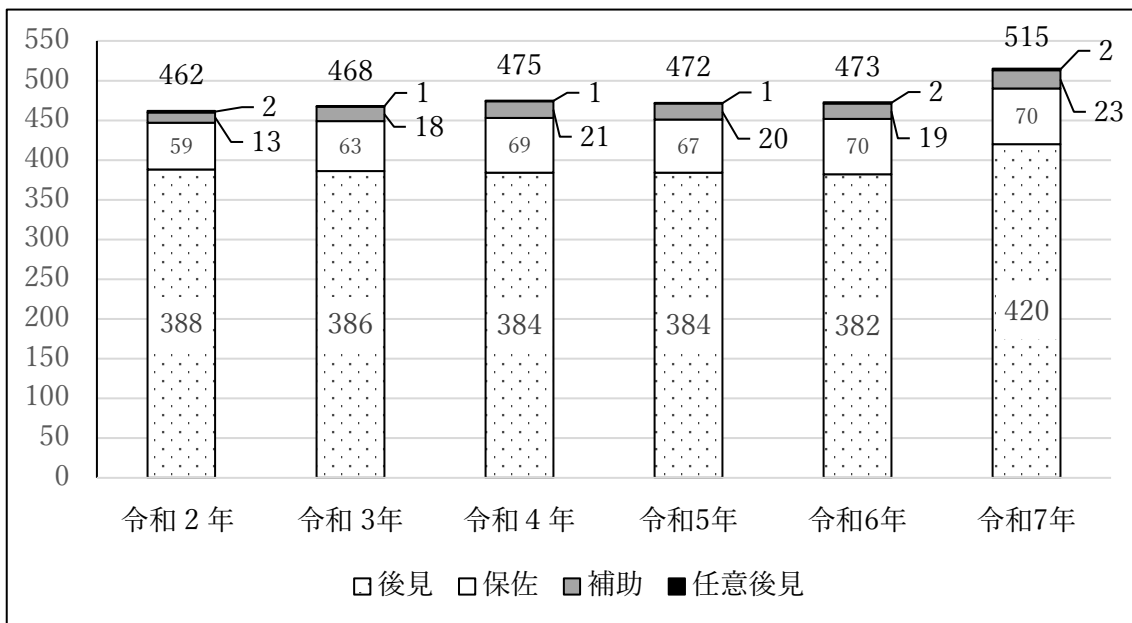
成年後見制度の利用者数は全国で 253,941 人、山口県で 2,976 人、宇部市で 515 人です。いずれも後見類型の利用者が最多となっています。

	全国	山口県	宇部市
成年後見	179,373 人	2,386 人	420 人
保佐	54,916 人	438 人	70 人
補助	16,857 人	125 人	23 人
任意後見	2,795 人	27 人	2 人
総数	253,941 人	2,976 人	515 人

出典：全国（令和 6 年 12 月時点）、山口県および宇部市（令和 7 年 6 月時点）

山口家庭裁判所提供 宇部市地域福祉課作成

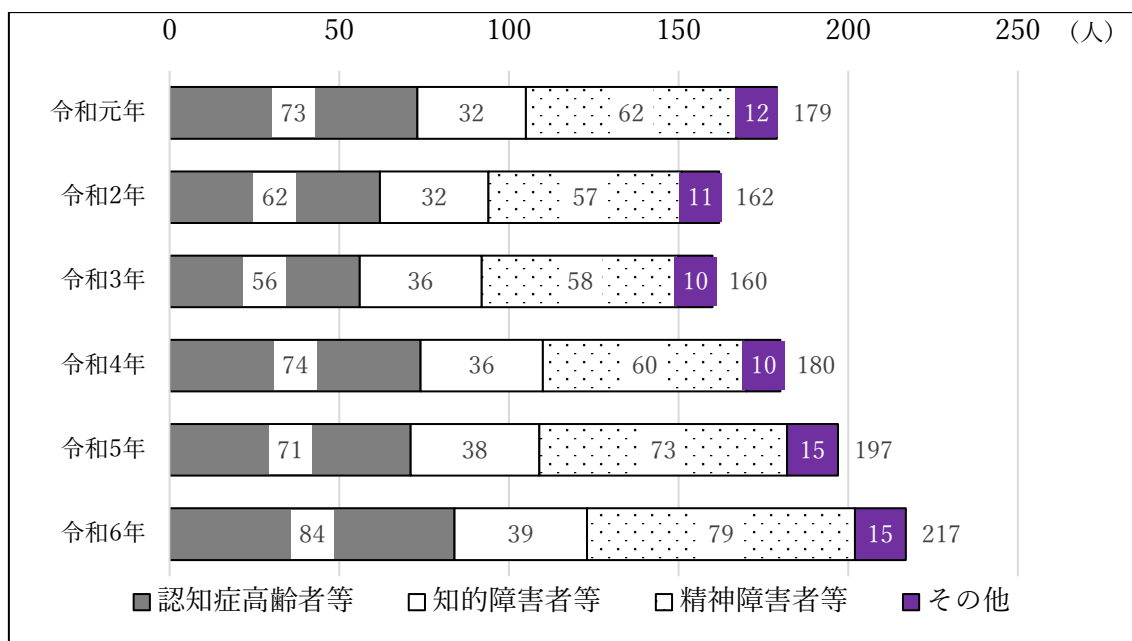
本市における成年後見制度利用者数は年々微増でした。しかし、令和6年(2024年)は473人、令和7年(2025年)は515人と42人増加しています。成年後見制度の利用の対象となり得る認知症高齢者数や障害者数等は増加する見込みのため、成年後見制度利用者数も増加していくと思われます。



山口家庭裁判所提供 宇部市地域福祉課作成

(2) 日常生活自立支援事業利用者数

宇部市社会福祉協議会での日常生活自立支援事業の利用者数は令和4年(2022年)から増加しています。日常生活自立支援事業の利用者の内、知的障害がある方の利用者数は大きな増減はありませんが、精神障害がある方の利用者数が増加しており、認知症がある方の利用者数と同数になっています。



出典：宇部市社会福祉協議会提供

日常生活自立支援事業は、成年後見制度と似た制度です。どちらも本人の意思決定を支援し、権利を守ることを目的としています。手続きの流れや支援内容は異なります。また、状況に応じて日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行が必要な場合もあります。利用者の希望やニーズ、課題に対し、適切な制度を利用できる支援体制を整えることが重要です。

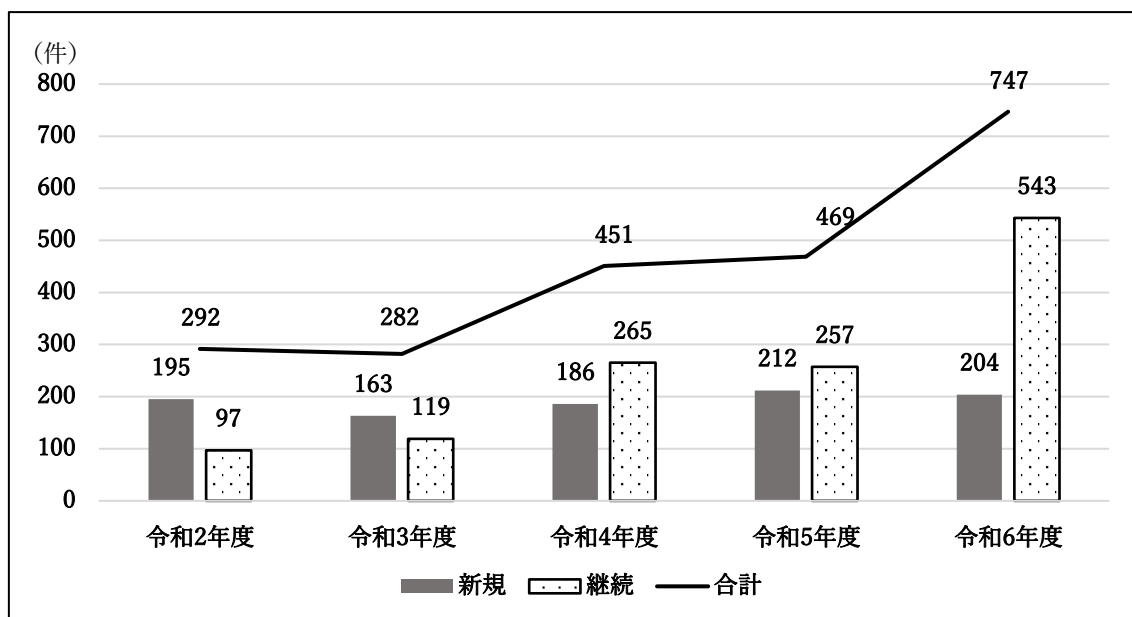
第2節 宇部市成年後見センターの取組状況からみる宇部市の課題

本市では、令和2年（2020年）4月1日に中核機関として「宇部市成年後見センター」を開設し、市が直営で運営することとしました。宇部市成年後見センターでは成年後見制度を含む権利擁護支援に関する相談や利用支援等、様々な取り組みを行っています。

1. 宇部市成年後見センターの活動実績

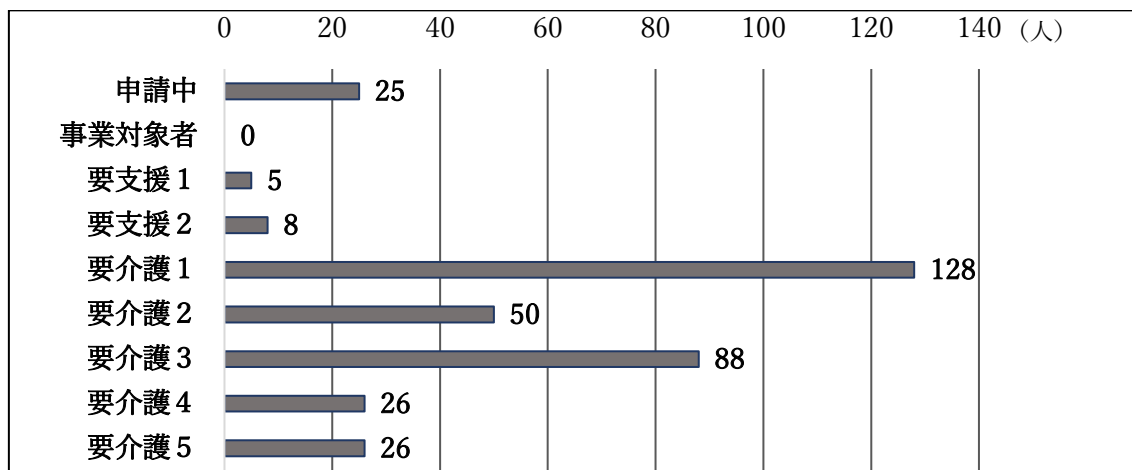
（1）相談件数および相談対象者

宇部市成年後見センター（以下：センター）への相談件数は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の5年間で2.5倍以上増加しています。センター開設当初（令和2年度（2022年度））は、成年後見制度の概要説明だけで終了する相談が多かったですが、次第に制度利用に関する具体的な相談が増加しています。その結果、対応を「継続」する必要があるケースが増加しています。



出典：地域福祉課作成

令和6年度（2024年度）にセンターに相談があった全件数のうち、相談対象者は65歳以上の高齢者が9割となっています。また、判断能力の低下に起因する疾患としては認知症が6割をしめ、要介護1の認定がある方に関する相談が最多となっています。



出典：地域福祉課

本市では、認知症高齢者や要介護1の認定者数は今後、増加する見込みのため、相談件数もさらに増加すると考えられます。これに対応するため、誰もが身近な地域で権利擁護支援に関する相談ができる体制を整備することが求められます。

（2）一次相談窓口の相談機能強化

センターでは、本人に身近な窓口で権利擁護支援の相談ができるよう、一次相談窓口向けの研修会を実施しています。センター開設当初は市内の地域包括支援センター職員を対象としていましたが、徐々に対象者を拡大し、令和6年度（2024年度）は市内の金融機関職員、医療従事者（地域連携室職員等）、相談支援事業所職員、市社会福祉協議会職員、市保健福祉専門職を対象とし、全3回開催し、参加者は延べ107人です。

《一次相談窓口向け研修会テーマ》

- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度について
- ・法人後見について ・親亡き後の支援
- ・任意後見制度と法定後見制度について

権利擁護支援が必要な人が身近な地域の相談窓口につながるために一次相談窓口の相談機能強化が重要となります。

(3) 周知活動

① 市政情報出前講座

「市政情報出前講座（以下：出前講座）」とは、市民の方が聞いてみたい内容をメニュー表の中から選び、市の職員が講師として伺い、担当業務や市の事業・計画について説明を行うものです。宇部市成年後見センターでも成年後見制度をテーマに出前講座を行っています。当事者団体や金融機関、施設・事業所や民生委員等、様々な団体から依頼があり、法定後見制度や任意後見制度等、申込団体の意向に沿った内容で講座を実施しています。

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
開催回数	7回	3回	1回	2回	7回	1回
参加人数	138人	85人	26人	23人	132人	12人

② 市民向け講演会

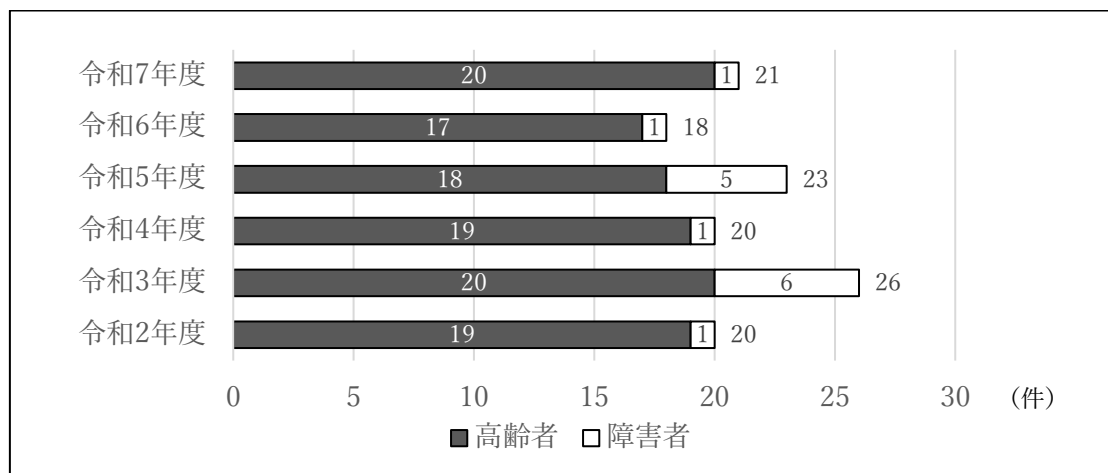
令和2年度（2020年度）に宇部市成年後見センター開所記念公演として市民向けの講演会を開催しました。以降、毎年度、市民向けの講演会を開催しています。講演会のアンケート結果から、大人数より少人数での開催の方が参加者の理解度が高い傾向があったため、令和5年度（2023年度）からはテーマを任意後見制度とし、小規模で複数回開催しています。

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
開催回数	1回 ※開所記念講演会	1回	1回	4回	4回	2回
参加人数	90人	31人	111人	95人	54人	59人
開催場所	東部	北部	東部	西部	中部	南部

(4) 成年後見制度利用支援

①市長申立て件数

成年後見制度の利用を申し立てできるのは、本人、配偶者、4親等内の親族とされています。判断能力の低下等により自ら申立てができない、該当する親族がいない、また、親族から虐待を受けている等の事情により親族申立てが困難な場合には、市長が申立てをすることができます。令和7年度（2025年度）の実績は、21件（高齢者20件、障害者1件）です。※令和7年度11月末時点



出典：地域福祉課作成

②成年後見人等に対する報酬助成件数

本市では、「宇部市成年後見制度利用支援事業実施要綱」（資料編参照）を定め、成年後見制度の利用にあたり必要となる費用を負担することが経済的に困難である方に対し、報酬助成を行っています。

《対象》

本市に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている生活保護受給者や非課税世帯等で次のどちらかの条件を満たす方

- 1 65歳以上の高齢者
- 2 障害福祉サービスを利用もしくは利用しようとする知的障害者、精神障害者

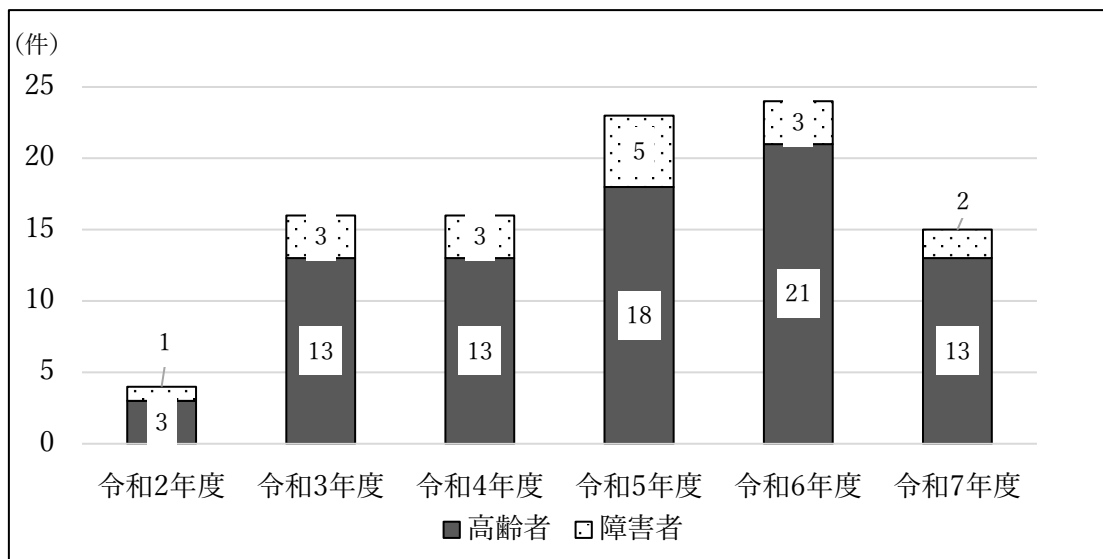
《助成額（上限額）》

施設に入所している者および病院に入院している者	18,000円/月
それ以外の方	28,000円/月

≪申請の手順≫

- 1 家庭裁判所による報酬額の決定
- 2 対象者か対象者の代理人である成年後見人等が申請
- 3 市が実態を調査し、助成の可否を決定

令和7年度（2025年度）は、15件（高齢者13件、障害者2件）、2,734,055円（令和7年11月末時点）の助成を行いました。成年後見制度の利用が必要な方が、費用のことで心配がないよう、報酬助成制度についてさらに周知を図っていきます。



出典：宇部市地域福祉課作成

③権利擁護支援につながる前の支援についての検討

権利擁護支援の相談対象となる本人やその家族が抱える課題は多様化・複雑化しています。複合的な課題や緊急の対応を要する課題等が複雑に絡み合い、支援者が対応に苦慮するケースも増えています。そこで、権利擁護支援につながる前から関係機関が連携し「権利擁護支援チーム」を構築し支援を行っていることが重要となります。本市では、今後、多職種の関係機関が連携し、権利擁護支援につながる前段階から継続して支援を行える体制を整備します。

④宇部市成年後見センター受任調整会議

本市では、センターに相談のあった個別事案のうち、法的な課題と福祉的な課題や家族関係の課題等、複合的な課題を抱えている事例について成年後見制度の利用の可否や支援方針を協議し、適切な後見人等候補者を推薦することを目的とした宇部市成年後見センター受任調整会議（以下「受任調整会議」という。）を設置しています。本会議は医師、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士といった多職種の専門家で構成され、よりよい支援方針の検討

を行っています。また、申立時のみの検討に留まらず、成年後見人等選任後も課題に応じて、成年後見人等の交代等、必要な支援について検討を行っています。

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
開催回数	1回 (他1回模擬 会議開催)	1回	1回	2回	令和7年12月 末時点で未開催
事例数	1件	2事例	1事例	2事例	—

⑤成年後見人等選任後の支援

本市では、市長申立てを行った事案については、成年後見人等選任後、成年後見人等を交え、支援者とともに情報共有し、今後の支援方針を検討しています。本人を取り巻く課題を整理し、それぞれの支援者で役割や支援内容を確認しながら権利擁護支援チームの構築を図っています。選任直後だけでなく、本人の生活状況や課題の変化に応じて、必要時には権利擁護支援チームにおいて再検討を行っています。

第2節 成年後見制度に関する市民や関係機関の意識

(1) 成年後見制度に関する意識調査

①市民意識調査

調査対象者：令和6年（2024年）12月1日現在、市内在住の50歳以上
80歳未満の市民1,000人

調査期間：令和7年（2025年）2月3日～令和7年（2025年）2月21日

調査方法：郵送による無記名自記式質問紙調査およびオンライン調査

回収率：49.6%

調査内容：「成年後見制度の認知状況」、「成年後見制度への関心度」等 全10問

②高齢者、障害福祉サービス事業所等への意識調査

調査対象：市内の各施設、事業所の介護支援専門員や相談支援専門員、施設長
またはサービス管理責任者

調査期間：令和7年（2025年）6月13日～令和7年（2025年）6月27日

調査方法：LOGOフォームによるオンライン調査

回答数：64件

調査内容：「成年後見制度の認知状況」、「成年後見制度に関する相談等で困ったこと」、「利用しやすい制度にするには」等 全18問

③金融機関意識調査

調査対象者：令和7年1月1日現在、宇部市内にある金融機関52件

調査期間：令和7年2月3日～令和7年2月21日

調査方法：郵送による回答又はインターネット回答

回収率：75.0%

調査内容：「成年後見制度の認知状況」、「窓口での困りごと」、「利用しやすい制度にするには」等 全13問

④医師意識調査

調査対象：宇部市医師会会員

調査期間：令和7年6月13日～令和7年6月27日

調査方法：LOGOフォームによるオンライン調査

回答数：25件

調査内容：「成年後見制度の認知状況」、「診断書について」「利用しやすい制度にするには」等 全15問

⑤入退院支援に携わる職員への意識調査

調査対象：宇部市内で入退院支援を行っている職員

調査期間：令和7年6月13日～令和7年6月27日

調査方法：LOGOフォームによるオンライン調査

回答数：82件

調査内容：「成年後見制度の認知状況」、「権利擁護支援にかかる困り事」、「利用しやすい制度にするには」等 全14問

(2) 意識調査 調査結果

①成年後見制度の認知状況

	名称だけでなく 内容も知っている	名称のみ知っている	知らなかった
市民 (前回)	37.7% (26.4%)	35.9% (52.6%)	25.6% (21.1%)
施設・事業所 (前回)	84.4% (61.4%)	15.6% (38.0%)	0% (0.5%)
医師	68.0%	32.0%	0%
地域連携室等 入退院支援に携わる職員	40.2%	59.8%	0%

市民、関係機関とも半数以上の方が「名称だけでなく内容も知っている」、「名称のみ知っている」と回答しています。「成年後見制度を知らない」と回答した関係機関は0%と関係間への周知は進んでいます。しかし、市民の25.6%が「知らない」と回答しており、市民への周知活動を強化していく必要があります。

②宇部市成年後見センターの認知度

	知っている	知らない
市民	9.5%	89.7%
施設・事業所	53.1%	46.9%
医師	4.0%	96.0%
地域連携室等 入退院支援に携わる職員	61.0%	39.0%
金融機関 (前回)	46.1% (36.8%)	53.8% (63.2%)

センターの認知度は市民、関係機関で大きな差が見られます。本人と直接関わる機会が多い施設・事業所、入退院支援に携わる職員の認知度は高い傾向があります。自由記述でも相談窓口の周知については望む声が多く、権利擁護支援に関する相談窓口を広く周知していく必要があります。また、センターがあることを知らない医師が96.0%にも上るため、医師への周知も強化していく必要があります。

②金融機関窓口で成年後見制度に関する説明ができる職員の割合

	ほとんどの職員ができる	半数くらいの職員ができる	一部の職員ができる	説明できる職員はいない	無回答
金融機関 (前回)	30.7% (21.8%)	17.9% (18.2%)	46.1% (54.5%)	2.6% (5.5%)	2.6%

金融機関に対する意識調査では、「成年後見制度について説明ができる職員はいない」と回答した金融機関は全体の 2.6%にとどまりました。このことから、多くの金融機関において成年後見制度に関する説明が可能な職員が在籍していることが確認されました。しかし、自由記述の回答では、実際の窓口業務においては、成年後見制度に関する具体的な説明は困難であり、市や関係機関へ相談するよう案内することが主な対応となっている状況があることが伺われました。このことから、今後、金融機関に権利擁護支援窓口の周知し、対象者が身近な相談窓口につながることを整えていく必要があります。

③成年後見制度利用の障壁

・成年後見制度の利用を躊躇する理由

市民意識調査にて、自身の判断能力が低下した場合に成年後見制度を「利用したいと思う」と回答した方は 46.4%でした。

市民意識調査	※ () は前回調査	
利用したいと思う	46.4%	(46.7%)
利用したいとは思わない	19.2%	(18.1%)
わからない	34.1%	(35.2%)
無回答	0.4%	(0%)

成年後見制度を「利用したいとは思わない」(19.2%)、「(利用したいか) わからない」(34.1%)と回答した方にその理由を尋ねたところ、成年後見制度の利用を躊躇する主な理由として、以下の3点が挙げられました。

- 1 他人に財産を管理されることに抵抗がある。
- 2 制度の内容や利用方法がよくわからない。
- 3 制度を利用するための手続きが複雑そうである。

制度への抵抗感や不安を解消するためには、制度の内容や利用方法を市民に

広く理解してもらうことが重要です。また、制度利用のメリットや必要性を具体的に伝えることで、活用できる制度であることを引き続き周知していく必要があります。

・権利擁護支援に関する関係機関の困りごと

判断能力が十分でないと思われる方についての困りごとをそれぞれの関係機関に尋ねたところ、本人が財産管理や各種手続き等を行うことが困難であること、また、これらを代わりに行う支援者がいないことが課題として挙がっています。

(上位3つ)

施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ①預貯金の引き出しや費用の支払い等 ②介護施設・病院等への入退所・入退院の手続きや費用の支払い ③通帳・印鑑・証書などの保管 ③各種行政手続き（年金、介護保険等）
医師	<ul style="list-style-type: none"> ①必要な治療について説明しても理解してもらえない、同意が得られない。 ②必要な手続き（介護保険や障害者手帳の申請手続き等）について説明しても理解してもらえない、代行してくれる人もいない。 ③受診したことを忘れて度々来院したり、薬の処方求められる。 ③定期的に通院ができない。
入退院支援に携わる職員	<ul style="list-style-type: none"> ①金銭管理が行えず、代行する人もいない。 ②他の病院や施設などへの入院または入所手続きを行えず、代行する人もいない。 ③本人が入院の手続きができず、代行する人もいない。 ③必要な手続き（介護保険や障害者手帳の申請手続き等）について説明しても理解してもらえない、代行してくれる人もいない。

金融機関	<p>①家族が本人の通帳から代理でお金をおろそうとする際、本人の意思確認が難しく、手続きができないもしくは本人の意思に基づくものか不安がある。</p> <p>②何度も通帳の再発行手続きをする。</p> <p>③「通帳（キャッシュカードや印鑑）や現金がない」「盗られた」という相談が頻繁にある。</p>
------	--

・成年後見制度の利用を勧めるにあたり、困ったこと

「成年後見制度利用を勧めたことがある」と回答した関係機関に利用を勧めるにあたり困ったことを尋ねたところ、「本人や家族が必要性を感じていない、同意が得られないこと」との回答が多く見られました。

(上位3つ)

施設・事業所	<p>①本人・家族が必要性を感じていない。</p> <p>②本人・家族の同意が得られない。</p> <p>③申立てをする（できる）人がいない。</p>
医師	<p>①本人・家族が必要性を感じていない。</p> <p>①困ったことは無い。</p> <p>②成年後見制度で解決できることかわからない。</p> <p>③成年後見制度について説明できない。</p>
入退院支援に携わる職員	<p>①本人・家族の同意が得られない。</p> <p>②成年後見制度で解決できることかわからない</p> <p>③成年後見制度について説明ができない。</p>
金融機関	<p>①本人・家族が必要性を感じていない。</p> <p>②成年後見制度の利用で解決できることかわからない。</p> <p>②成年後見制度の相談窓口がわからない。</p> <p>③成年後見制度の説明ができる職員がいるので困ったことはない。</p>

成年後見制度の利用を促進していくにあたり、医療機関や施設・事業所等の関係機関にも制度について広く知ってもらうことが大切です。本人や家族が抱えている困りごとが、制度を利用することで解決できる場合があることを知ってもらうことで、制度を前向きに活用してもらうきっかけになるよう取り組みを進めていきます。

・「診断書（成年後見制度用）」

成年後見制度の利用の可否や類型については、医師の「診断書（成年後見制度用）」をもとに、最終的には家庭裁判所が決定します。成年後見制度を利用するにあたり、診断書は重要な書類の一つです。医師への意識調査において、「診断書（成年後見制度用）」について質問したところ、「作成したことが無い」（「作成したことは無いが書式は見たことがある」8.0%、「作成したことも無いし、書式を見たこともない」56.0%）と半数以上をしめました。その内、87.5%の医師が作成の依頼があった場合、「作成ができない」と回答しました。「診断書（成年後見制度用）」の作成も含め、成年後見制度の利用の手順や診断書の重要性について周知していく必要があります。

第3章

成年後見制度の利用促進に向けた宇部市の 取組と今後の展望

第1節 目指すべきすがた

(1) 基本理念

本市では、第一期計画において成年後見制度について広く知ってもらうため「周知、啓発」に重点を置いて取り組みを推進してきました。第二期計画では、本人や家族や支援者等が権利擁護支援の必要性を知ること、必要なタイミングで成年後見制度等が利用できるよう取り組みを行い、地域全体が支え合いながら、

「誰もが自分らしく安心して暮らせるまち」を目指します。

(2) 基本目標

本市の現状と課題を踏まえ、基本理念として掲げるまちの姿を実現するため、「知る」、「つながる」、「支え合う」を目標に第1期計画から引き続き、取組を推進します。

1. 知る

成年後見制度を含む権利擁護支援とその相談窓口を幅広く周知することで、成年後見制度を身近に感じることができるよう取り組みます。

2. つながる

市民が成年後見制度を含む権利擁護支援の必要性を実感することができ、必要に応じてつながることができる仕組みをつくります。認知症や知的障害等の特性を理解し、本人の意思を十分にくみ取ることができる支援体制を構築することで、権利擁護支援の利用についてメリットを感じることができるよう取り組みます。

3. 支え合う

成年後見制度を含む権利擁護支援の利用促進に向けて、地域の関係機関（医療・福祉・司法・専門職団体・民生委員・地域・金融機関等）が連携し、権利擁護支援が必要な人を地域で支えることができるよう地域連携ネットワークの構築を図ります。また、地域連携ネットワークを活かし、権利擁護支援につながる前から支援方針の検討を行うことで、制度利用前から「権利擁護支援チーム」を構築し、関係機関が連携し役割分担を行いながら支援できる体制をつくります。

第2節 計画に基づく今後の目標と取組

(1) 重点施策

重点施策1 成年後見制度の必要性について理解促進をはかる

成年後見制度についてわかりやすく周知することで、「我が事」として捉え、成年後見制度の必要性を感じることができ、成年後見制度に関する意識を高めます。

重点施策2 必要に応じて権利擁護支援につながるができる体制づくり

一次相談窓口の相談機能強化を図り、市民の身近な相談窓口で気軽に相談ができる体制を整備します。また、市内のどこにいても本人の状況やニーズに応じて適切な権利擁護支援につながるができる地域連携ネットワークを構築します。

重点施策3 切れ目ない権利擁護支援体制の構築

成年後見制度等の権利擁護支援につながる前段階から関係機関が連携し、本人の意思を尊重しながら支援方針を検討することで、「権利擁護支援チーム」を形成し、権利擁護支援につながる前からつながった後も切れ目のない支援体制を構築します。

(2) 具体的な取組

基本目標 1 知る

成年後見制度の周知、啓発	
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度やその他の権利擁護支援について積極的に発信する。 ・困った時や困る前に頼れる制度であることを引き続き周知する。 ・「使ってみたい」と思える制度説明を行う。 	
指標	令和 12 年度：成年後見制度の認知度 <ul style="list-style-type: none"> ・市民：「名称だけでなく内容も知っている」、「名称のみ知っている」の割合の合計：80% ・高齢者、障害福祉サービス事業所等：「名称だけでなく内容も知っている」割合：90% ・医師：「名称だけでなく内容も知っている」割合：75% ・地域連携室等入退院支援に携わる職員：「名称だけでなく内容も知っている」割合 60%
取組	①地区を限定し小規模の講演会（市民向け）の開催 ②地域の集会や通いの場、職場に向けた出前講座の開催

基本目標 2 つながる

必要な人が権利擁護支援につながるができる体制づくり	
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援に関する相談窓口を明確化し引き続き周知する。 ・不安なく成年後見制度の利用ができるように助成制度等も幅広く引き続き周知する。 ・一次相談窓口の相談機能の強化を図り、身近な地域で権利擁護支援に関する相談ができる体制を整備する。 ・診断書の作成についてわかりやすいパンフレット等を作成し診断書が依頼しやすい仕組みをつくる。 	
指標	宇部市成年後見センターへの相談件数（新規、継続相談を含む） 年 450 件 累計 2,250 件
取組	①宇部市成年後見センターを含む権利擁護支援に関する相談窓口を明記したチラシ等を作成し、医療機関や金融機関等の関係窓口に送付または設置する。 ②金融機関や保護司会を含めた一次相談窓口向け研修会の開催。 ③医師向けに診断書の作成についてわかりやすいパンフレット等を作成し、診断書の重要性について周知する。

基本目標 3 支え合う

切れ目ない権利擁護支援体制の構築	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度やその他の権利擁護支援につながる前から本人を含む「権利擁護支援チーム」の構築し、切れ目ない支援を充実させる ・ 本人の意思決定を大切にしながら、課題やニーズに応じた成年後見制度の利用ができる。 ・ 個別ケースから浮かび上がってきた地域課題について関係機関と連携し解決に向けて協同していくことで、地域連携ネットワークの構築を目指す。 	
指標	宇部市成年後見センターに相談があったケースのうち、権利擁護支援や必要なサービスの利用につながった件数 <div style="text-align: right;">年 30件 令和12年度 150件</div>
取組	①地域ケア会議やケース会議、カンファレンス等に参加し、権利擁護支援や必要なサービスについて本人の意思決定を尊重しながら検討する。 ②権利擁護支援検討会議を設置し、権利擁護支援につながる前の支援について検討する。 ③受任調整会議にて適切な後見人等候補者の推薦を行い、成年後見人等選任後、スムーズな支援が行える体制をつくる。 ④宇部市成年後見制度等利用促進協議会にて地域課題の解決策について検討する。

資料編

1 計画策定の経過

令和6年 9月26日	宇部市成年後見制度等利用促進協議会設置
令和7年 2月3日～2月21日	市民意識調査、金融機関意識調査を実施
6月13日～6月27日	医師意識調査、入退院支援に携わる職員への意識調査を実施
7月10日	第1回宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会 ・策定スケジュールについて ・宇部市の現状と課題について
10月30日	第2回宇部市成年後見制度等利用促進協議会 ・計画の素案について
令和8年 1月7日～2月6日	計画（素案）のパブリックコメントを実施
3月5日	第3回宇部市成年後見制度等利用促進協議会 ・計画の最終案について

2 宇部市成年後見制度等利用促進協議会

(任期：令和6年9月26日～令和9年3月31日)

区分	氏名	所属等
医療機関	小早川 節	宇部市医師会
司法等関係団体	岡田 卓司	山口県弁護士会
	春口 剛寛 (会長)	山口県司法書士会
	松岡 巧 (副会長)	山口県行政書士会
福祉関係団体	安光 洋平	山口県社会福祉士会
	森尾 憲嗣	山口県精神保健福祉士協会
	山本 まゆみ	北部西地域包括支援センター
	宮下 紀子	片倉温泉相談支援事業所
	中村 早苗	宇部市社会福祉協議会
家族会	佐々木 知子	在宅障害児・者と家族を支援する会
	浅上 和夫	認知症の人と家族の会山口県支部
地域協力団体	坂本 早苗	宇部市民生児童委員協議会

3 第二期宇部市成年後見制度利用促進基本計画(素案)に対する意見募集の結果概要

- 意見募集期間 令和8年1月7日～令和8年2月6日
- 計画(素案)の閲覧方法
- 【文書による閲覧】
- ・市役所(1階 市政資料閲覧コーナー、1階 地域福祉課窓口)
 - ・各ふれあいセンター
- 【ウェブサイトによる閲覧】
- ・宇部市公式ウェブサイト
- 意見提出方法 郵送、FAX、電子メール
- 意見提出者数 1人
- 意見件数 5件

項目	件数
第2章 成年後見制度利用に関する宇部市の現状と課題	4
その他	1
合計	5

4 用語集

年後見制度についてはまだまだ馴染みのない単語が多く出てきます。以下の用語集を参考にしてください。（なお、この用語集は、簡易な説明に留めており、正確な内容については、宇部市成年後見センターまでお問い合わせ下さい）

	用語	解説
い	意思決定支援	支援者らが支援を行うに当たり、本人に必要な情報を提供したり、本人の意思や考えを引き出したりして本人の自己決定を支えるための実践のことをいう。
う	宇部市成年後見センター	成年後見制度の利用促進にむけた中核機関として、令和2年4月1日に宇部市役所内に開設した成年後見制度に関する相談窓口。窓口、電話だけでなく、訪問相談も実施。
か	家庭裁判所	家族関係から生ずる法律問題を取扱うことを目的とする裁判所。宇部市内には山口家庭裁判所宇部支部、山口家庭裁判所船木出張所の2カ所。
	鑑定	法定後見制度は本人の判断能力の程度により、後見・保佐・補助に大別される。審判申立の際に、本人がどの制度を利用可能であるかを家庭裁判所が判断するため、その判断材料として、医師の作成する鑑定書が必要とされることがある。なお、鑑定書の要否については家庭裁判所の判断による。
こ	高次脳機能障害	病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害。
け	権利擁護支援チーム	認知症や障害等により判断能力が不十分な人の権利を守るため、親族、福祉・医療関係者、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）が連携し、本人の意思や好みを尊重した生活を日常的に見守り・支援する体制のこと。
し	市長申立て	成年後見制度を利用したくても、申立てることのできる配偶者や親族がいない、または音信不通等で申立てることができず、本人申立ても困難な場合、宇部市長が代わりに家庭裁判所へ申立てることができる制度。（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）

	用語	解説
し	市民後見人	社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方のこと。
	受任者調整 (マッチング)	地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができ、家庭裁判所において適切な成年後見人等が選任できるよう働きかける、中核機関に求められる機能の一つ。
	障害支援区分	障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す。6段階の区分があり、区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い。
	障害者相談支援事業所	障害者の福祉に関する各種相談や、障害福祉サービスの利用等に関する支援を行う事業所。また、地域や関係機関と連携を図り、障害のある方が地域で安心して生活するサポートも実施。
	身上保護	成年後見人等が、本人の心身の状態や生活の状況に配慮して、本人の生活や健康、教育、医療等に関する法律行為(契約など)を本人のために行うこと。法律上はいわゆる事実行為(食事や入浴の介助、買い物への同行等)は対象とされていない点に注意。
	親族後見人	本人の配偶者、親、子、兄弟姉妹その他親族が成年後見人等に選任された場合の、当該後見人のこと
	診断書	法定後見制度を利用する場合において、本人の判断能力を判断するために提出を義務付けられている。専用の書式が用意されている。
せ	成年後見制度	精神上的障害により判断能力が不十分となった人が、他人から、財産管理や身上監護におけるサポートを受けることができる。 法定後見制度と任意後見制度に分類される。
	成年後見制度の利用の促進に関する法律	成年後見制度の利用が進んでいないことを受け、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年5月に施行された法律。内容は、基本理念、基本方針、国や地方公共団体の責務等で構成されている。
	成年後見申立セット	法定後見制度を利用するに当たって作成・提出が必要な書類一式のセットのこと。オレンジ色の封筒に入れられており、家庭裁判所にいけば、無料でもらうことができる。

	用語	解説
せ	専門職後見人	弁護士、司法書士、社会福祉士等の資格を持った専門職が後見人等に就任した場合の後見人のこと。
た	代理権	「代理権付与」の申立てにより、代理権付与の審判がなされると、保佐人や補助人が、その審判で定められた法律行為を、本人を代理しておこなうことができる権利。なお、後見人の場合は、後見開始当初より広範な代理権が付与される。
ち	地域共生社会	地域住民等が互いに見守り、支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていける地域社会。
	地域ケア協議会	個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築などの推進のため、市町村や地域包括支援センターが開催する会議。
	地域自立支援協議会	障害者の地域福祉の推進のために関係者のネットワーク作りを主として都道府県と市町村に位置付けられた。本人、家族、相談支援機関、民間事業者、教育機関、労働機関、行政が参加・協力して障害のある人が安心して暮らしていけるように取り組んでいく協議会。
	地域ふくしプラン(地域福祉計画・地域福祉活動計画)	本市が掲げる「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会」の実現を目指すための理念とそれに関連する施策を定めたもの。
	地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。
	地域連携ネットワーク	①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築の役割を担う保健・医療・福祉・司法等の連携の仕組み。
	中核機関	成年後見制度利用促進法に基づき設置される機関で、成年後見制度を含む権利擁護支援の利用促進や地域連携ネットワークの構築について中心的役割を果たすものこと。

	用語	解説
と	同意権	保佐、補助類型において、本人のおこなった財産上の重要な行為に対して、保佐人や補助人が同意する権利。同意なく本人がおこなった行為は、保佐人や補助人が取り消すことができる。なお、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、保佐人等の同意は不要であり、また、取消権行使もできない。
	取消権	後見人等が、本人の利益を守るため、本人の行った法律行為を無かったことにする権利。後見・保佐・補助の場合で、それぞれ取消権の範囲が異なる。任意後見人には取消権がない。
に	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	精神上的障害により判断能力が低下している方（但し、後見相当とされる程度に判断能力が低下している場合は不可）が、地域でできる限り自立した生活を送れるよう、本人との契約に基づき福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理を社会福祉協議会が支援する事業。
	任意後見制度	本人の判断能力が十分にあるうちに、あらかじめ、後見人になる者（家族など）を契約で決めておく制度。代理権の範囲を限定することも可能で、本人の自己決定権を尊重することが出来る。契約方法は、公証役場で行い、契約締結後、本人の判断能力低下後は、任意後見受任者等が家庭裁判所に対し、任意後見監督人選任の申立を行い、監督人選任により発効する。
ふ	福祉なんでも相談窓口（福祉なんでも相談員）	子どもから高齢者まで誰でも家庭や地域で生活する中で起こる、様々な困りごとや悩みごとの相談に応じ、様々な専門機関と連携しながら問題解決にむけ支援する相談窓口。地域包括支援センター、障害者相談支援事業所や宇部市社会福祉協議会等市内15カ所に設置。
ほ	法人後見	法人（社会福祉法人や社団法人、NPO法人など）が成年後見人等に選任された場合を指す。宇部市では宇部市社会福祉協議会などが実施している。
	報酬	後見人等の業務に対し、制度を利用した本人が負担することになるものであり、後見人等が専門職か親族かを問わず、発生する。具体的な報酬額は後見人等の業務の内容や資産状況を踏まえ、家庭裁判所が決定する。

	用語	解説
	法定後見制度	任意後見制度との対比で、法律が定めた要件に基づいて開始する成年後見制度を指す。本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる。本人の判断能力の程度に応じて①後見、②保佐、③補助の3つの類型がある。
	本人情報シート	診断書と共に、本人の判断能力を判断するために提出を求められている書類。本人の生活状況などを記載する。
み	民生児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり「児童委員」を兼ねている。
も	(後見・保佐・補助開始の審判の) 申立て	必要書類などを家庭裁判所に提出し、法律が定めた申立権者(後見申立の場合、一般的には、本人・配偶者・四親等内の親族・検察官・市長等)が、成年後見制度利用開始の意思表示をすること。
よ	四親等内の親族	一般的には、本人とその配偶者から見ていとこ、おおおじ・おおおば、高祖父母、玄孫までが含まれる。親子関係には養親、養子も含まれる。

第二期宇部市成年後見制度利用促進基本計画

令和8年（2026年）3月発行

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8386

FAX 0836-22-6028

e-mail chi-fuku@city.ube.yamaguchi.jp